

介護員養成研修実施事業者 殿

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
介護人材確保対策室 長

福岡県介護員養成研修事業者指定要綱、福岡県介護職員初任者研修実施要綱及び
福岡県生活援助従事者研修実施要綱の一部改正について（通知）

「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修
関係）」（平成 24 年 3 月 28 日老振発 0328 第 9 号厚生労働省老健局振興課長通知）
の一部改正により、通信学習方式の取扱い等が見直されたことを踏まえ、標記の要綱
について、下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1 主な改正内容

- （1）福岡県介護員養成研修事業者指定要綱（平成 2 5 年 1 月 1 日施行）
 - ・第 3 条（研修の実施区域）の削除
- （2）福岡県介護職員初任者研修実施要綱（平成 2 5 年 4 月 1 日施行）
 - ・第 7 条（研修の会場）の削除
- （3）福岡県生活援助従事者研修実施要綱（平成 3 0 年 6 月 1 日施行）
 - ・第 7 条（研修の会場）の削除

2 施行時期

令和 9 年 4 月 1 日

【問い合わせ先】

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
介護人材確保対策室 担当者：野田・茅切
Tel：0 9 2－6 4 3－3 3 2 7
Fax：0 9 2－6 4 3－3 2 5 3
Mail：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp